

「国土技術政策総合研究所等の施設管理・運營業務」民間競争入札実施要項(案)
の主な審議の内容

<契約について>

- 本業務は、委託者3者（国土技術政策総合研究所・（独）土木研究所・（独）建築研究所）と受託者（民間事業者）との3者対1者の契約となるため、業務における権利義務関係を明確化することが必要ではないか。

〔国土交通省の対応〕

委託者3者と受託者との関係を明らかにするため、「また、本業務における契約上の権利義務は、各調達機関と落札事業者の間において個々に成立する。」ことを明記した。

<請負代金の支払い方法について>

- 本業務は、総合評価方式を用いない（加算項目のない）落札者決定方式であり、企画書における提案は、実施能力と実績を確認するためのもので、履行義務を伴わない。請負代金の支払いに当たって「管理業務全般に係る業務に関する提案」に係る履行確認は除外すべきではないか。

〔国土交通省の対応〕

請負代金の支払いに当たり、企画書の提案事項に係る履行確認については、「管理業務全般に係る業務に関する提案を除く」に修正した。

<企画書の内容について>

- 本業務は、総合評価方式を用いない（加算項目のない）落札者決定方式であるため、企画書における「質の確保に寄与する付加的要件」については、（付加的＝加算項目と誤解しないよう）表現を改めることが必要ではないか。

〔国土交通省の対応〕

入札参加者が加算項目と誤解しないよう、「質の確保に寄与する資格・経験」と修正した。